

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

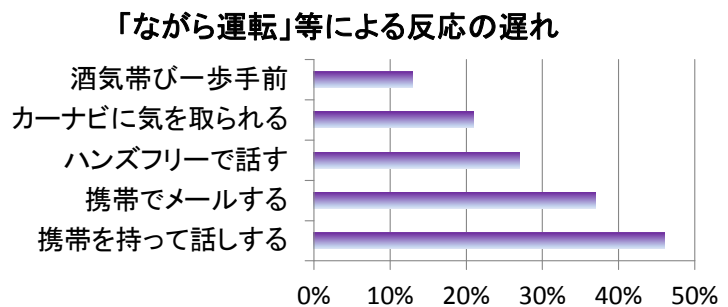
第 869 号 平成 27 年 1 月 26 日

ハンズフリー

平成 26 年 1 月 28 日付北海道新聞に、英国の交通研究所（TRL）が運転シミュレーターを使って行った実験結果が掲載されています。

それによると、「ながら運転」の結果、反応の遅れが最も大きかったのは「携帯を持って話しする」の 46%、反応の遅れが最も少なかったのは「酒気帯び一歩手前」の 13% という結果でした。

意外だったのは、「ハンズフリーで話す」が「カーナビに気を取られる」よりも反応が遅かったという点です。



注：北海道新聞の記事を基に作成しました。

また、「携帯でメールしながら」の運転は論外ですが、それよりも「携帯を持って話ししながら」運転する方が反応が遅かったというのも、意外であり、盲点ですね。

最近では驚かなくなりましたが、まるで隣に透明人間でもいるかのように話をしながら歩いている人に初めて出くわした時は、びっくりするというより、「この人、少しおかしいのでは…」と思ったものです。

ハンズフリーというのは、手が自由であること、手がふさがっていないといった意味で、例えばハンズフリー・マイクロフォンといえば、マイクロフォンや電話の受話器等を持たずに話ができる通信機器の事をいいます。

電話口で相手と話をしながらメモを取ったりパソコンを操作したりしなければならない時は、「両手が自由に使えれば便利なのに」といつも感じていますので、目も耳も手も同時に使えるというのは確かに効率的で便利です。しかし悲しいかな、人間の能力には限界があって、注意力が削がれると、見ている目に入らず、聞いていても耳に残らないという事はしばしば起こります。実際、ラジオを聞きながら作業していて、思わずラジオに聞き惚れて手の方が疎かになっていたというような事は珍しい事ではありません。

こうした事もあって、道路交通法では携帯電話をかけながら運転する事等を禁じています（道路交通法第 71 条 5 の 5）。

また、この規定に違反した場合には、平成 16 年の道路交通法の改正により罰則が強化されていますので、ドライバーの皆さんはくれぐれも注意して欲しいと思い

ます。

(参考) 普通車の場合の罰則

| 違反内容 | 点数 | 反則金 |
|---------------|----|-----|
| 携帯電話使用(保持) | 1 | 6千円 |
| 携帯電話使用(交通の危険) | 2 | 9千円 |

なお、ハンズフリーの場合はどうなのでしょう。

ハンズフリーの場合は、携帯電話等を手で持って運転する訳ではありませんので、片手運転による運転操作の不安定を招くという事はありません。しかし、先程「ラジオに聞き惚れて手が疎かになる場合がある」と述べたように、如何にハンズフリーといえども、会話に気が取られて運転に集中出来ず、周囲の状況に対する注意力が散漫になる危険性は否定出来ません。

このため、例えば北海道公安委員会は「道路交通法施行細則」の中で、

- ・携帯電話用装置を手で保持して通話若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しながら運転する事
- ・高音でカーラジオ等を聴き、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して音楽を聴くなど安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で、車両を運転する事

を禁じており(施行細則第12条)、これに反した場合には、安全運転義務違反として、上述の通りペナルティが課せられます。

この規定を見ても分かる様に、ハンズフリーで両手が使えれば問題ないと思っている人は、安全運転に対する認識が足りないといわざるを得ません。

時々、猛烈な騒音をまき散らしながら走っている車を見掛けますが、これは周りに対する迷惑ではありません。運転者自身は、音の洪水に酔いしれているのかも知れませんが、恐らく車外の危険を知らせる様な音は耳に届いていないと思います。

運転をする時は、目と耳をフルに使って安全運転に努めなければなりません、ヘッドホンや騒音で耳を塞いでしまっただけでは、機敏に危険回避をする事は難しいと思います。私達はとにかく便利さに目を奪われがちですが、便利なものには落とし穴が潜んでいる事を忘れてはなりません。(塾頭：吉田 洋一)